

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長
（公印省略）

東京都消費生活協同組合模範定款例の一部改正について（通知）

標記の件について、東京都消費生活協同組合模範定款例（平成 20 年 3 月 31 日付 19 生消生取第 888 号。以下「東京都模範定款例」という。）を下記のとおり一部改正しましたので通知いたします。

記

1 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）が施行された。

それに伴い、消費生活協同組合法（昭和 2 3 年法律第 2 0 0 号）、消費生活協同組合法施行規則（昭和 2 3 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号）及び「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」（平成 1 2 年 1 月 7 日社援地第 1 号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知）の一部が改正された。

これを受けて、東京都模範定款例について、その一部を改正する。

2 改正内容

「東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表」のとおり。

3 施行日

令和 2 年 1 月 20 日

4 送付書類

- ・東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表
- ・東京都消費生活協同組合模範定款例 改正後全文

<担当>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

電話：03（5388）3060

E-mail：S0000580（at）section.metro.tokyo.jp